

苫小牧市ものづくり技能習得奨励金

奨励金の内容

1人当たり10万円（授業料免除者は5万円）

【対象経費】 入学料、1年次にかかる授業料・教科書・工具類・作業服・保険料等

対象者

学院生（1年次）であって、次の①～③の要件を満たす方

※未成年者の場合は扶養義務者が対象者になります。

- ① 苫小牧市税に滞納がない方
- ② 過去に本奨励金の交付実績のない方（兄弟は可）
- ③ 暴力団・暴力団関係事業者該当しない方

必要書類



- ① 住民票の写し
※未成年者の場合は扶養義務者との続柄の記載のあるもの
※扶養義務者と別世帯の場合は監護申立書が必要
 - ② 苫小牧市技能習得奨励金交付申請書
 - ③ 苫小牧市技能習得奨励金誓約書兼同意書
 - ④ 在学証明書原本又は写し
 - ⑤ 交付対象経費支払済確認書（学院が発行）
 - ⑥ 奨励金振込先口座の預金通帳の写し
- ☐ 授業料免除者・・・授業料免除承認通知の写し
 - ☐ 生活保護受給者・・・生活保護手帳又は生活保護受給決定通知書の写し
 - ☐ 授業料分割納付者・・・授業料分割納付承認通知書の写し
 - ☐ 扶養義務者と別世帯の場合・・・監護申立書



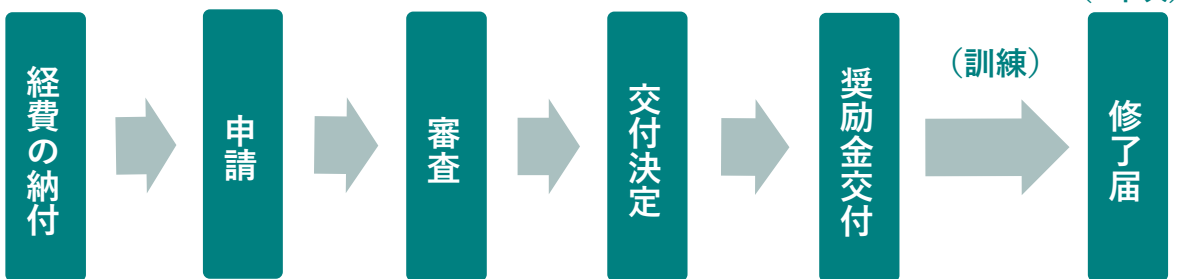
該当する方のみ
必要な書類

提出先

北海道立苫小牧高等技術専門学院へ提出
（学院が入校生全員分を取りまとめの上、市へ提出）

※入校後、1か月経過後から申請可能。原則、6か月以内に申請してください。

交付の流れ



留意事項

※生活保護法に規定する生業扶助（技能習得費）を支給された又は支給が予定されている方は、奨励金を交付できない場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。

※正当な理由なく学院を退学したり、偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたときは、奨励金の交付を取り消し、返還を求める場合があります。ただし、就職や、その他やむを得ない事情により学院の過程を修了しない場合、その事実を証する書類を添えて、事情届出書の提出があれば、この限りではありません。